

高等司法研究科

I 研究水準	研究 16-2
II 質の向上度	研究 16-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、外部連携ワーキングを設置し、連携大学院の教員などを交えて、社会的ニーズに沿った共同研究を遂行しており、海外の研究者、研究機関との連携も積極的に行われているが、研究資金の獲得状況については、競争的研究資金の中心である科学研究費補助金の取得状況は必ずしも高いとはいえず、相応な成果である。

以上の点について、高等司法研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、高等司法研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、記載された成果は、学術面においては、先端研究、基礎研究、比較法研究のそれぞれにおいて、一定の高い水準を満たし、シンポジウムなどで、それらの研究を社会経済文化面でも実りあるものとしている。社会、経済、文化面では、憲法や知的財産等の研究でおおむね高い水準のものが見られ、法学の基礎理論や先端的領域において洞察を与えるなどの相応な成果がある。

以上の点について、高等司法研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、

研究成果の状況は、高等司法研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。